

21世紀の青年期障害者の教育と福祉

田 中 良 三

はじめに

21世紀に入った今日、ようやくにして、一般の子どもたちと同様に、どんなに障害が重くとも、希望する障害児はほぼ全員が養護学校の高等部などで後期中等教育を受けることができるようになった。そして、比較的障害が軽いとされる障害児の進学先は、高等養護学校（単独の高等部）に限らず、一般の高校など多様な後期中等教育諸学校に広がりはじめている。

本論では、この間、障害児の進学率が著しい養護学校高等部をはじめ後期中等教育諸学校への進学の実態について、また、高等部はじめ後期中等教育を職業教育に偏らず全面発達をめざす青年期教育として取り組んでいくための教育実践上の課題について、そして最後に、学校卒業後も、障害者の福祉や労働等の各分野において、生涯発達の一環として青年期教育の視点を大切に青年期支援に取り組んでいくこととの必要性について検討した。

1. 障害や学習と発達に困難をもつ子ども・青年たちの後期中等教育の拡がり

① 養護学校高等部希望者全入運動を経て高等部時代へ

1960年代後半から70年代の障害児の不就学をなくす運動は、すべての障害児に義務教育を実現させた。この教育権保障の第一の大きなうねりは、やがて1980年代後半から90年代にかけ、養護学校高等部希望者全入をめざす第二の教育権保障運動に発展した¹⁾。

それ以降今日まで、養護学校高等部への進学率は増加の一途を辿っている。養護学校中等部からの進学率は、89年度83.0%から99年度92.7%と11年間に約10%上昇した。なかでも、知的障害養護学校の場合には、表1に見るように、

90年度64.6%から99年度86.9%へ22.3%も上昇した。また、中学校障害児学級（75条学級）では、89年度の55.0%から99年度には83.0%と11年間に28%の増加である（表2）²⁾。

養護学校の高等部設置校は、89年度760校中462校で設置率60%から、99年度810校中729校で設置率90%へと11年間に30%も増えた（表3は知的障害養護学校。99年度51校中430校で設置率82.9%。ここでは、併設の高等部の他に、一般就労が可能な軽度の子どもに職業教育を行うための高等部のみの単独の養護学校として、「高等養護学校」が設置されてきている）。

養護学校高等部の在学者数は、33,364人で、養護学校全在学者の42.9%を占めるまでになっている（知的障害養護学校では、26,274人で、47.8%）。

このようななかで、養護学校高等部では重複学級が増えてきている。重複学級の設置率は89年度29.1%から99年度50.0%に増加した。高等部6,730学級数のうち、重複学級数は3,021で44.9%の割合を占める。また、高等部在学者33,364人中重複学級生徒は8,484人で25.4%の割合である。そのうち、知的障害養護学校高等部の重複学級は、99年度519校中314校で、設置率は60.5%、3,622学級のうち、重複学級数は1,601で44.2%、26,274人の生徒のうち、重複学級生徒は4,457人で20.0%を占める。また、1997年度より高等部に訪問教育が実施されるようになった³⁾。

表1 知的障害養護学校中学部卒業者の高等部進学率

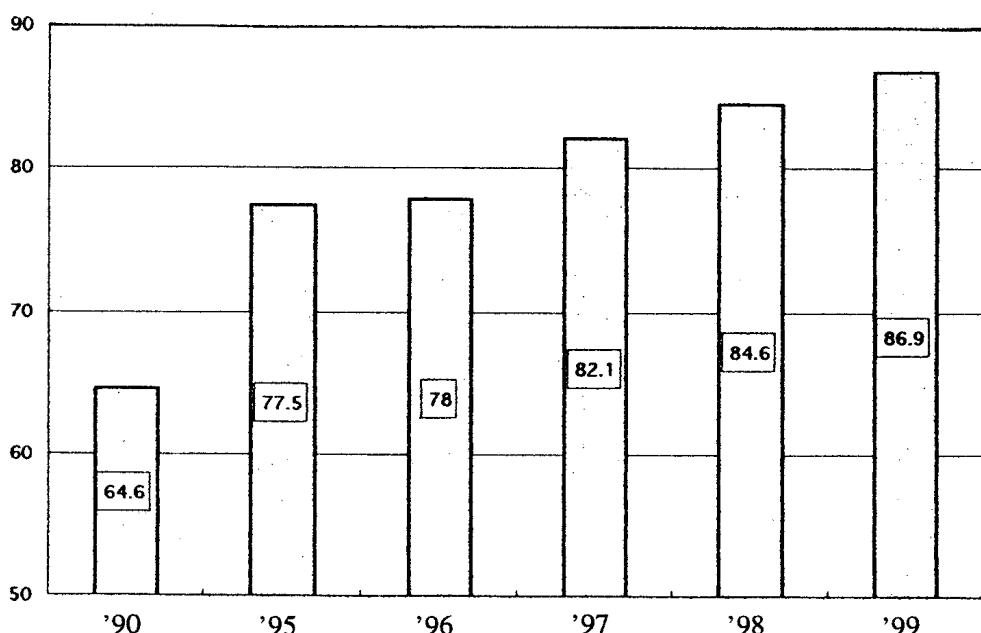


表2 中学校障害児学級卒業者の進学率の推移

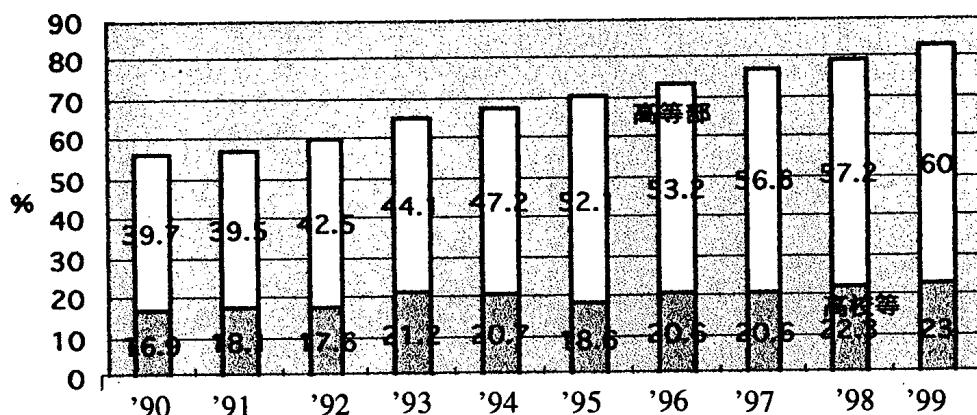


表3 知的障害養護学校高等部設置校の推移

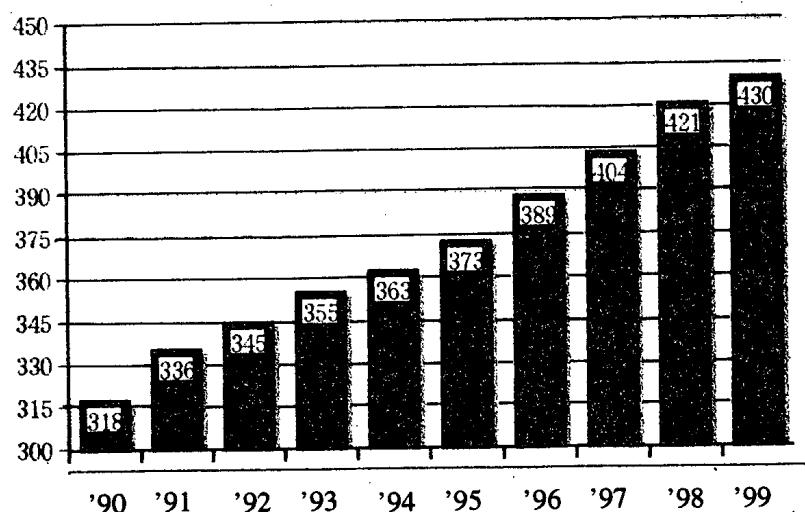
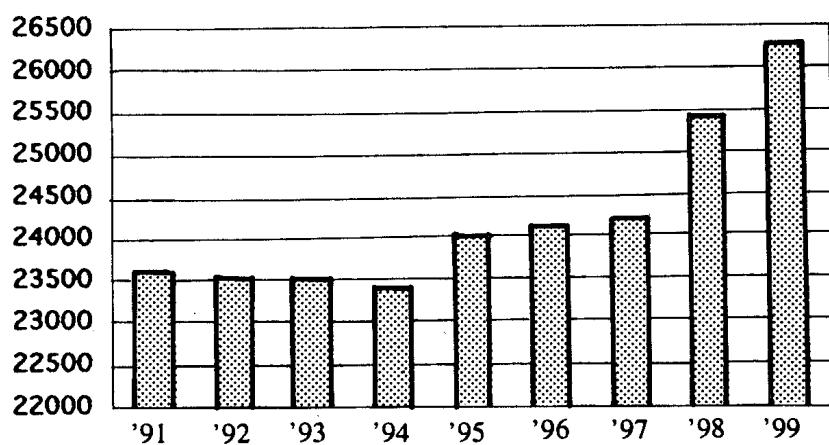


表4 知的障害養護学校高等部生徒数の推移



このように、20世紀には、養護学校をはじめとする障害児学校高等部教育の制度的整備はほぼ完成域に達したということができる。それはまた、高等部の多様化と両極化の進行を伴ってきた。

② 養護学校専攻科時代の到来-----教育年限の延長

これまで見た養護学校高等部へのほぼ希望者全入の達成は、今日、さらに、専攻科を設置し、20歳までの学校教育を保障するための教育年限の延長を見通すまでになってきている。現在、専攻科が設置されているのは、光の村養護学校（75年、高知県）、旭出養護学校（81年、東京都）、聖坂養護学校（85年、横浜市）、若葉養護学校（94年、群馬県）、養護学校聖母の家学園（95年、三重県）、いづみ養護学校（96年、仙台市）、三愛養護学校（96年、岩手県）の7校にすぎず、また、これらはすべて私立養護学校である。今後の課題は、公立養護学校など高等部における専攻科の設置である。このように、養護学校高等部に専攻科が設置され20歳までの教育が保障されることによって、今後の高等部教育の位置や役割もずいぶんと異なった様相が予想される⁴⁾。

③ 高等部における全面発達をめざす青年期教育の探求

平成10年7月29日、教育課程審議会答申は、盲学校、聾学校および養護学校等の教育課程の改善の5つの視点の一つに、「職業的な自立の推進」をあげた。そして今回の学習指導要領の改訂では、このような職業的自立を一層推進する立場から、学科の新設や新たな教科・科目の設置を図るなど職業教育の拡充をさらに押し進めている。そのなかで、障害の軽い子を対象に職業教育を実施する高等部のみの養護学校の設置がここ急速に増えている。高等部のみの養護学校49校のうち、1980年代後半以降に設置されたものが32校（65%）である（1997年度）。そのなかで、高等養護学校など高等部における職業学科の設置が進められている。

しかし、このような職業教育への偏重とも言うべき重視が、障害児・者の発達保障と社会参加をめざすうえで、はたして真に有効かつ適切な教育なのかどうか、厳しく吟味してみなければならない。高等部教育は、職業教育に偏ることなく、青年期の豊かな人間発達と社会参加を目標に、教育課程全体の中に職業教育を位置づけて取り組むことが大切である⁵⁾。

④ 障害児の後期中等教育の多様化

2001年1月、文部省・調査研究協力者会議は「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～」と題する最終報告書を出した。

ここでは、特殊教育はこれまで盲・聾・養護学校や特殊学級における教育を行ってきたが、今後はこれに加えて、小・中学校の通常の学級に在籍する学習障害（LD）児や注意欠陥・多動性障害（ADHD）児、高機能自閉症児等特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うとした。また、これに伴い、これまでの就学基準を見直し、市町村教育委員会に委ねるとしている。すでに、1999年7月2日、文部省・調査研究協力者会議から「学習障害児に対する指導について」（最終報告書）が出され、学習障害についての判断・実態把握の体制・手続きについて「基準（試案）」を示すなど取り組みを進めてきた。そして、平成13年1月、文部科学省の再編に際し、「特殊教育課」の課の名称を「特別教育支援課」に変更した。

近年、「学級崩壊」など授業が成立しないという深刻な問題とも関連し、LD児やADHD児の存在がここ急速にクローズアップされるようになってきた。これまで通常教育はもちろん、障害児教育においても経験したことのないこれら新たな特別な教育的ニーズをもつ子どもを含む新たな障害児教育＝特別支援教育が21世紀とともに始まろうとしている。

ところで、これらは義務教育についてのことである。それ以降の高校など後期中等教育については明らかではない。図1、図2は、全国LD親の会会員（約3,000人）の子どもの構成と、そのなかで14%を占める高校等に在籍する子どもたちの学校種別である⁶⁾。ここに見られるようなLD児だけでなく、知的障害児や身体障害児など、従来、養護学校や盲学校・聾学校の高等部の対象とされてきた子どもたちも、すでに、高校（全日制、定時制、通信制）、専修学校、サポート校、フリースクールなど多様な後期中等教育諸学校に在籍しているという現状がある。大阪府では、平成12年度、1,640名の「障害等により修学上の配慮をする生徒」の内、「その他」に含まれている30名程度の知的障害の生徒が高等学校に進学している。大阪府学校教育審議会第3分科会は平成11年1

月、「ノーマライゼーションの動向等に対応した養護教育の在り方について」を答申し、同会専門部会に検討を委ねてきたが、平成13年度から、府立西成高校（普通科）、府立阿武野高校（普通科）、府立柴島高校（総合学科）、府立松原高校（総合学科）で試験的に知的障害者の入学者を募り、調査研究校での実践研究がスタートした⁷⁾。

その他、障害など発達と学習困難な子どもたちの後期中等教育機関としての受け皿として、1999年度、私立城西高校普通科（鹿児島市）「共生コース」が設置され、実質上、高校の障害児学級が誕生している。このように今日、高校卒資格付与の有無や公的、私的を問わず、学びの場として多様な後期中等教育の場ができてきている⁸⁾。

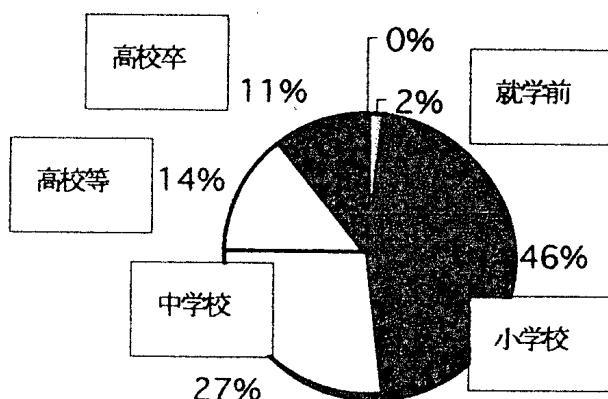


図1 全国LD親の会会員の子どもの構成

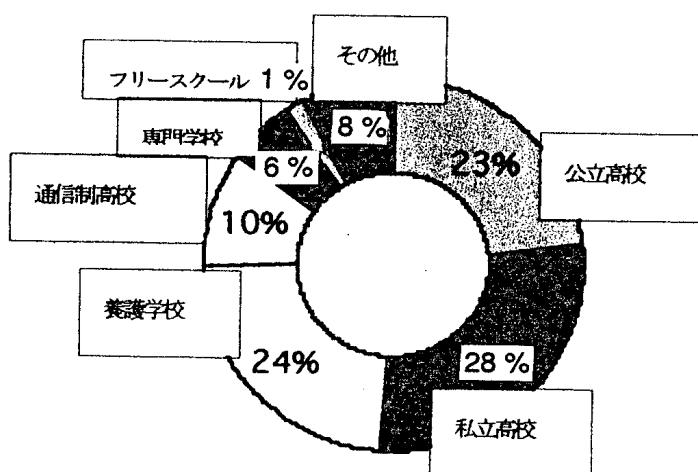


図2 全国LD親の会会員の子どもの学校種別

2. 卒業後の働き・生活する場の保障と地域生活支援

図3は、知的障害養護学校高等部の卒業生は、1992年度を皮切りに、施設等へ入所・通所する者が就労者を上回り、施設等へ進むものが年々増加していることを示している。

そして、表5は、これらの受け皿として障害者施設が年々増加の一途を辿ってきたことを表している。しかし、未だ、成人期障害者のこのような法定施設が一ヵ所も設置されていない市区町村は60%以上（1996年度）もある中で、学校卒業後の障害者の受け皿として、法定外の小規模作業所がこれを担ってきた。ここでは、制度の枠外にある重度知的障害者など多様な障害者に対応した地域型の通所施設として、年々、著しい増加を見せている。1988年当時、2,231カ所だった小規模作業所は、1999年8月現在、5,202カ所、利用者約7万5,000人である（地方自治体の補助金を受けていない所も含めると、5,500カ所を超える）。1997年度～1998年度の1年間に416カ所、1998年度～1999年度の1年間に355カ所も増加を示している⁹⁾。

しかし、今日の不況の中で、職を追われ、在宅を余儀無くされている障害の「軽い」人や、また、どこにも受け入れのない重度・重複の障害の重い人の問題は深刻であり、これらの人たちの早急な受け入れの場や地域生活へのサポー

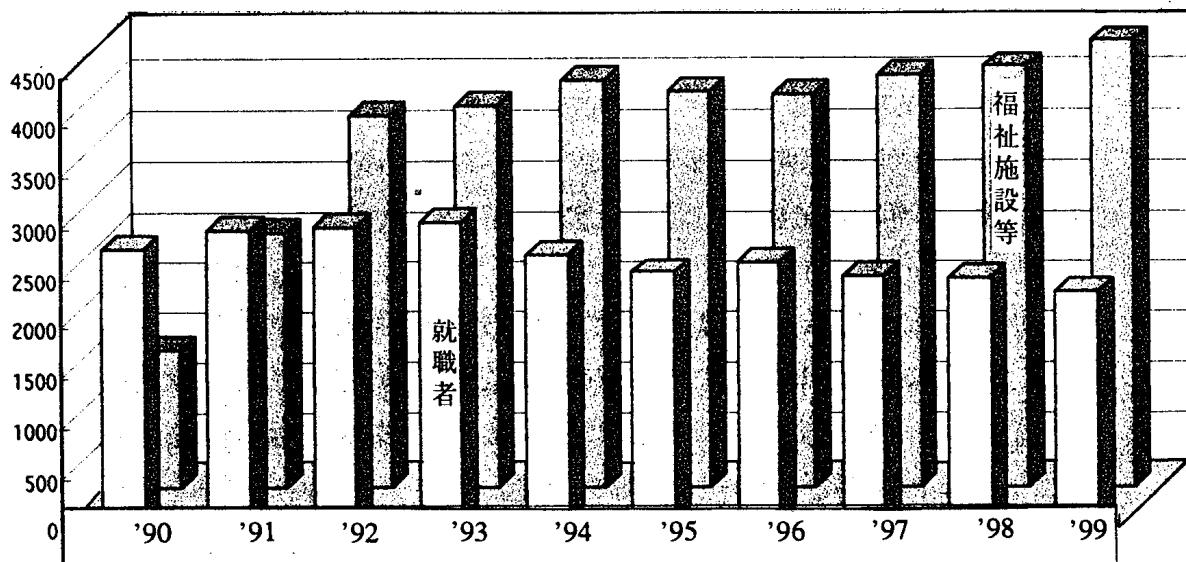


図3 知的障害養護学校高等部卒業者の進路

表5 知的障害者施設の数および定員の推移

			1975	1980	1985	1990	1995	1998
更正 施設	入所	施設数	304	476	680	862	1,085	1,205
		定 員	23,929	35,138	47,653	59,368	73,682	81,616
施設	通所	施設数	19	39	76	137	239	310
		定 員	597	1,360	2,846	5,083	9,109	11,894
授産 施設	入所	施設数	62	101	144	181	210	219
		定 員	4,463	7,004	9,326	11,525	13,256	13,821
施設	通所	施設数	45	107	240	396	608	774
		定 員	1,472	3,711	8,397	14,543	22,997	29,457

トが求められている。ここではまた、重度・重複の障害の重い人たちにとって、デイサービスではない毎日通所や、授産ではない日中活動の積極的意味を実践的に明らかにし、それを制度的に位置づけていくことが必要である。

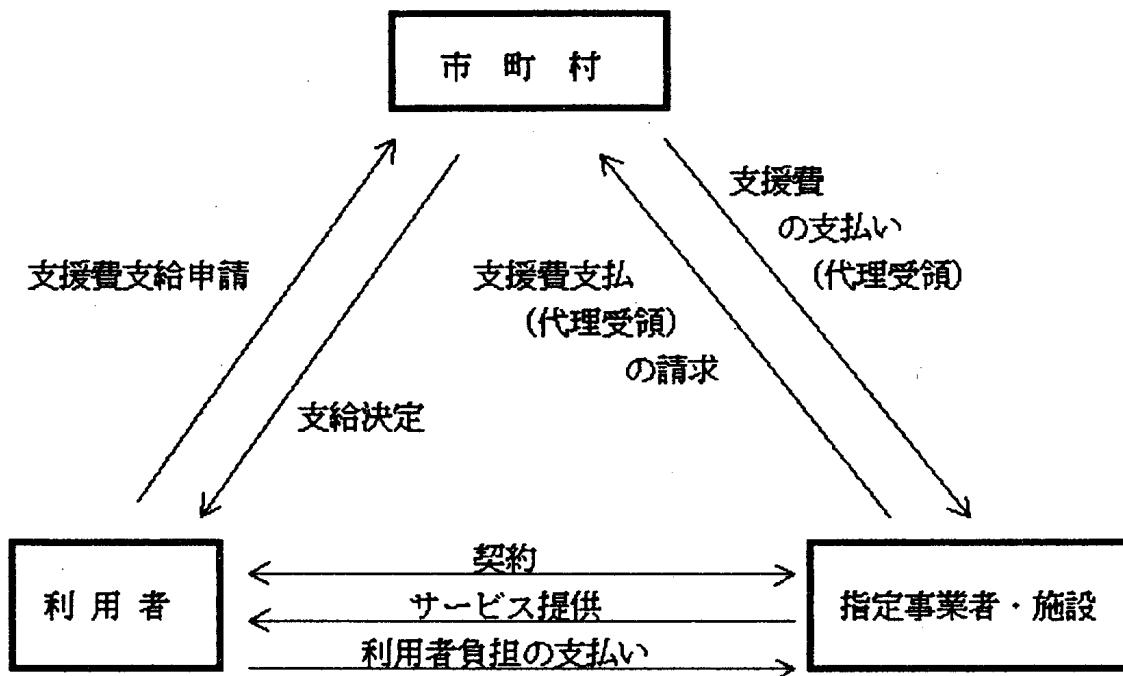
さて、わが国の障害者福祉は、いま、大きく変わろうとしている。2000年5月29日、改正社会福祉事業法（「社会福祉法」に題名改正）など障害者福祉関連法案が参院本会議で可決・成立した。社会福祉事業法が1951年に制定されて以来の約50年ぶりの抜本的改正である。社会福祉基礎構造改革という大きな流れの中で、障害者福祉制度では何がどう変わったのか、それが障害者・家族や関係者の生活にどんな変化をもたらすのか、そのなかで私たちは何を大切に取り組んでいったら良いのかということが問われている。

今改正の最も大きな点は、これまで行政が決めていた障害者への福祉サービス（措置制度）を廃止し障害者が自ら福祉サービスを選択して事業者と契約する利用契約制度に改めたことである（措置制度から利用契約制度への変更は、平成15年4月1日施行）。この点で、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法が一部改正になった。

ここでは、何より、国や地方自治体の公的責任の後退が懸念される。いっぽう、社会福祉分野に市場化＝競争原理が導入されることに伴い、利用者である障害者のアドボカシーが重視され、権利擁護制度、苦情処理制度、情報公開制

度の必要も出てきた。

障害者福祉サービスの利用契約制度の仕組みを図式化すれば、次のようにある（身体障害者福祉法知的障害者福祉法、児童福祉法（障害児関係））。



これからの福祉は、従来の施設福祉から在宅福祉へ、地域生活支援を基本に展開しつつある。その中で、自立した暮らしの場として、近年、障害者グループホームが増えつつある（表6）。グループホームの制度的充実が求められている¹⁰⁾。

表6 グループホームの推移

(年)	(カ所)
1995年	763
1996年	940
1997年	1,134
1998年	1,342
1999年	1,681
2000年	2,020
2001年	2,459

3. 生涯発達支援としての青年期の教育と福祉の実践的課題

障害や発達と学習に困難をもつ様々な子どもたちの後期中等教育では、先に述べた養護学校高等部のように、職業的自立を楯に、厳しい作業学習や現場実習・就業体験を強いるのでなく、さまざまなスポーツや文化、芸術、科学を内容とする青年期を輝かせるにふさわしい、ワクワクと胸がときめくような豊かな教育内容を準備し、愛と友情と知恵を育む青年期教育の創造が求められている¹¹⁾。職業教育にあっても、広くいろいろと働く人たちとの出会いを大切に、子どもたちが自分の意思でもって仕事が選択できるようにすることや、また、人に言わされた通りのことをただ黙々とこなすのではなく、「考える手」をもち、みんなでやり遂げ、ともに喜びあえる力を育むことが大切である。ここで大切なことは、子どもたちの中に自分で自分の進路をつかみとれるような自己決定の力を育むことである¹²⁾。

このような豊かな後期中等教育の中で、青春輝く成長・発達を遂げた子どもたちは、自ら自分の進路を選択し、社会に出ても、あれこれの状況を判断して行動し、まわりの人たちの助けも借りながら、多少の困難に出会ってもへこたれることなく頑張っていくことができるようになる。

そして、このような青年期教育を学校教育の課題としてのみ捉えるのではなく、卒業後の職業相談や各種の職業訓練など諸機関や企業など就職先との連携による支援をはじめ、日常社会生活のスキルの獲得への支援など、トランジション（移行）サービス制度の内容を青年期教育の視点に立ち、青年期の支援を、障害者の福祉分野や労働分野など総合的な社会保障制度として確立させていく必要がある。障害者施設や地域生活支援にあっては、その日常的実践活動を生涯学習の視点に立って再組織化し¹³⁾、青年期を支援をしていくという取り組みが大切である。

おわりに

本論では、従来の障害児教育から、LDなど対象を拡げた特別な教育的ニーズをもつ人たちの青年期教育の確立の課題と、また、これを学校教育だけでなく、卒業後の青年期の支援に連続させていく、教育と福祉の結合の必要について

て検討した。そして、このことは21世紀の障害児教育と障害者福祉が当面する重要な課題である。

註

- 1) 「第13回障害者の青年期教育研究全国集会 in みえ (2001.6.22~／24)」・ [基調報告] (田中良三作成・報告) より。
- 2) 長野県教育委員会によれば、2001年3月、同県内中学校の障害児学級を卒業した296人のうち、高校に進学した生徒は136人 (45.9%)、養護学校や盲・ろう学校の高等部に進学したのは116人 (39.2%) で、70年代後半～80年代前半には全体の3割を占めた就職者は16人 (5.4%) である。(『内外教育』2001年11月9日号)
- 3) 『発達障害白書』各年度版より、引用及び各図表を作成。
- 4) 田中良三・養護学校聖母の家学園編著『養護学校専攻科の挑戦』かもがわ出版、1999年、P.261
- 5) 田中良三『「職業教育の充実」がめざすもの』全教障害児教育部他編『私たちの障害児教育と新学習指導要領批判』全障研出版部、1999年、PP.130～144
- 6) 『全国LD親の会設立10周年記念誌』2001年、PP.23～24
- 7) 富永光昭「大阪府における障害児の高校教育保障」『特別なニーズ教育とインテグレーション学会第7回研究大会発表要旨収録』2001年、P.78
- 8) 八洲学園高等専修学校、星槎国際高等学校、宮澤学園、見晴台学園など。
- 9) 田中良三「ライフステージを見通す保育・療育」全国保育問題研究協議会編『障害乳幼児の発達と仲間づくり』新読書社、2001年、PP. 249～250
- 10) 田中良三「大きくかわる障害者福祉」春日井障害者福祉をすすめる会会報『TOMORROW』No.21 (2000年6月)、No.22 (同年7月)、No.23 (同年8月)
- 11) 田中良三「学習と進路に困難を抱えた子どもの教育」『障害者問題研究』Vol.28 No.2、2000年
- 12) 田中良三「知的障害者の職業教育の検討」『障害者問題研究』Vol.25 No.2、1997年
- 13) 田中良三「施設実践を生涯学習の視点でとらえる」『障害者問題研究』Vol.29 No.1、2001年